

千葉県歯・口腔保健審議会 会議資料

平成22年11月8日（月）

千葉県

目 次

1 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	1
2 千葉県行政組織条例（抜粋）	3
3 千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿	5
4 傍聴要領	6
5 千葉県歯・口腔保健計画	
(1) 千葉県歯・口腔保健計画の策定方針（案）	7
(3) 千葉県歯・口腔保健計画の骨子（案）	9
6 平成 22 年度「8020（ハチマル・ニマル）運動推進特別事業」について	10
7 参考資料	
(1) 生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策の概要	12
(2) 平成 22 年度 県歯科保健関係予算（9月補正時点）	13
(3) 平成 20 年度都道府県別 3 歳児むし歯有病者率	14
(4) 平成 20 年度市町村別 3 歳児むし歯有病者率	15
(5) 平成 21 年度都道府県別 12 歳児（中 1）一人平均むし歯数	16
(6) 平成 21 年度市町村別 12 歳児（中 1）一人平均むし歯数	17
(7) 歯周疾患検診指導区分の状況（40 歳、異常を認めず）	18
(8) 20 歯以上保有者率	19
(9) 定期的な歯の健康診査の受診、歯石除去や歯面清掃	20

千葉県報

号外 第16号

一

(らない)

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのつとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのつとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

○ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例
○ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

条

例

主
要
目
次

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

千葉県知事 鈴木栄治

千葉県条例第二十四号
千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に努めることを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する義務を有する。（市町村との連携協力等）

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならぬ。

3 第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

（千葉県歯・口腔保健計画の策定）

4 第十条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

二 歯・口腔の健康づくりに関する目標

三 歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するに必要な事項

知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示し、広く県民等の意見を求めるなければならない。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示

千葉県 3月26日(金曜日)

平成22年3月26日

平成 22 年 3 月 26 日 (金曜日)

号外第 16 号

千葉県報

表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。
- 二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。
- 三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- 四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- 五 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- 六 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について
会員	調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔会長	市町村を代表する者
保健審議会副会長	二 保健医療福祉関係者を代表する者
委員	内

購読料 月決め 一部(箇月)一、九〇〇円(送料を含む。)

本号 一部

八四

三 教育関係者を代表する者
四 事業者又は保険者を代表する者
五 学識経験を有する者

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号
 定期購読申し込み先 ○四三(一一三)二二五二
 一部売り申し込み先 ○四三(一一三)一六五八

千葉県行政組織条例（抜粋）

昭和32年9月10日

条例第31号

（附属機関）

第五条 附属機関とは、法第百三十八条の四第三項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がそ

の職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	歯・口腔（くう）の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	会長 副会長 委員	1 市町村を代表する者 2 保健医療福祉関係者を代表する者 3 教育関係者を代表する者 4 事業者又は保険者を代表する者 5 学識経験を有する者	15人以内	2年

千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿

(順不同、敬称略)
平成22年10月1日現在

区分	所属・役職名	氏名
市町村を代表する者	佐倉市長	蕨 和雄
	千葉県歯科医師会会長	浅野 薫之
	千葉県歯科衛生士会会長	岡部 明子
	千葉県医師会理事	鎌田 栄
	千葉県薬剤師会副会長	石野 良和
保健医療福祉関係者を代表する者	千葉県看護協会会長	松永 敏子
	千葉県介護支援専門員協議会	竹蓋 佐和恵
	千葉県手をつなぐ育成会広報部会長	滝川 彰子
	千葉県保育協議会会長	久保 美和子
	浦安市教育委員会教育長	黒田 江美子
教育関係者を代表する者	健康保険組合連合会千葉連合会保健事業部会長	川村 孝志
	千葉県議会議員	河上 茂
	千葉県議会議員	湯浅 和子
	東京歯科大学教授	松久保 隆
学識経験を有する者	千葉大学大学院医学研究院教授	丹沢 秀樹

備考：任期は平成22年10月1日から平成24年9月30日まで

傍聴要領

千葉県歯・口腔保健審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、言論に対して賛否を表明したり、質問を含めて会議場での発言は一切認められません。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (4) 会場における飲食又は喫煙はご遠慮ください。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行なわないこと。また携帯電話、PHS 等は必ず電源を切って傍聴してください。
- (6) やむをえない場合を除き、傍聴中の入退室は謹んでください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会会長及び事務局の職員の指示に従うようお願いいたします。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

千葉県歯・口腔保健計画の策定方針（案）

1 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

計画の趣旨、性格、期間等の基本的事項を定める。

(1) 趣旨

生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定する。

(2) 計画の性格

- ア 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定による計画
- イ 本県の歯科保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針
- ウ 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるもの。
- エ 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるもの。
- オ 関連する県の計画との整合を図るもの。

(3) 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性をとりながら、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする。ただし、計画策定後の歯科保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととする。

2 歯・口腔の健康づくりに関する目標

県民の歯・口腔の健康づくりに関し、ライフステージに応じた目標を定める。
(なお、健康ちば21等関連する県の計画との整合性に留意して検討する。)

3 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

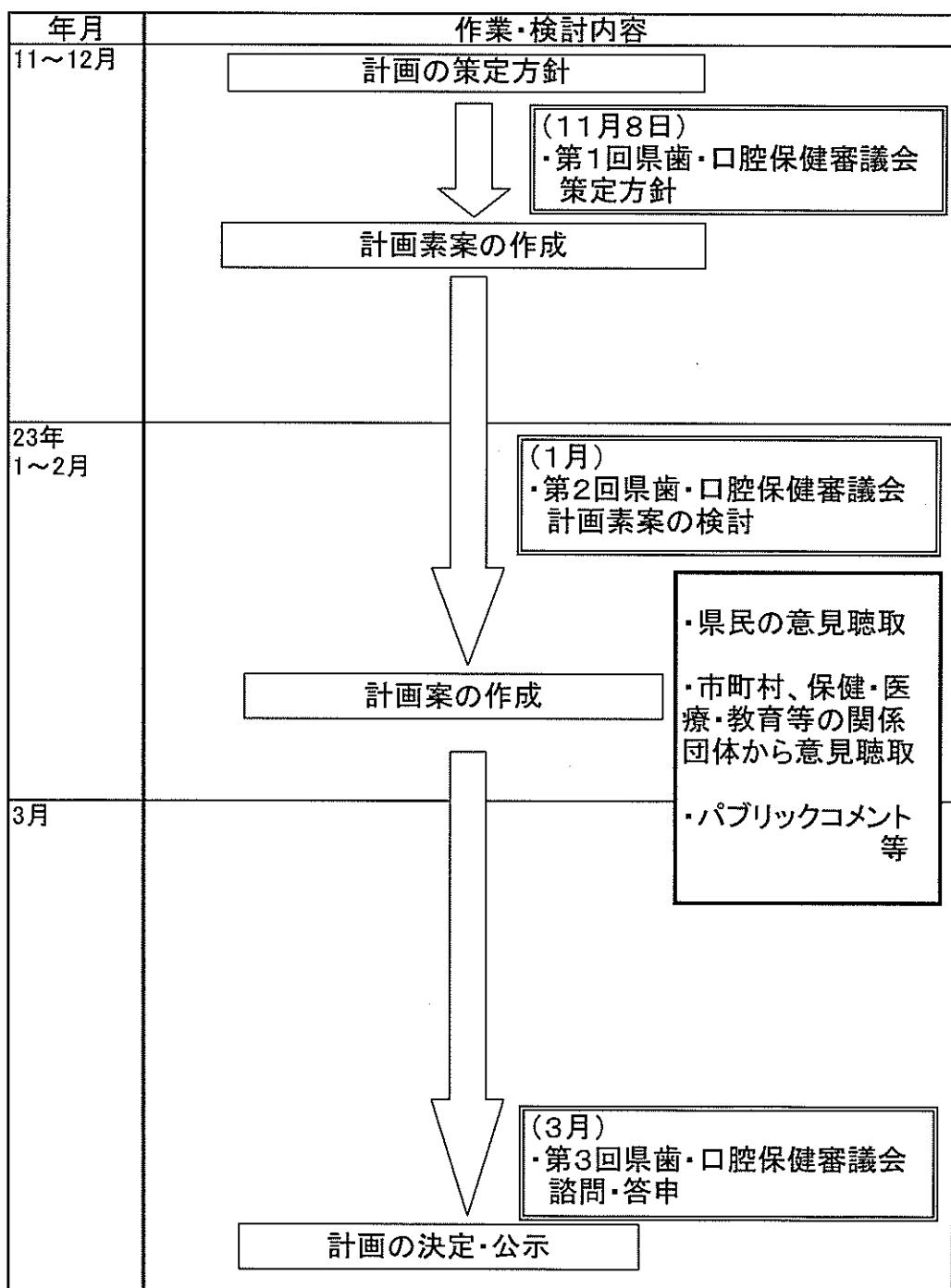
条例10条に定める以下の項目について基本的施策を定める。

- (1) 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。
- (3) 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (6) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (7) その他

4 策定のプロセス

- (1) 「千葉県歯・口腔保健審議会」を設置して、専門的な意見を伺いながら作業を進める。
- (2) 歯・口腔の健康づくりは、県民の日常生活に密接なものであることから、パブリックコメントの実施やイベントの機会を活用するなど、様々な手段により、県民の意見を伺うとともに、市町村や保健・医療・福祉・教育等の関係団体の意見もいただきながら、計画を策定していく。

5 策定スケジュール



千葉県歯・口腔保健計画の骨子（案）

第1章 計画の基本方針

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第2章 目標

- 1 幼児期及び学童期のむし歯予防等の目標
- 2 成人期の歯周病予防の目標
- 3 その他

第3章 歯・口腔保健の現状と課題

- 1 歯科疾患の状況
 - ・幼児期、学童期、成人期等の歯科疾患の状況 等
- 2 歯科保健意識状況
 - ・歯口清掃状況、間食の摂取状況 等
- 3 保健医療従事者等の状況
 - ・歯科医師、歯科衛生士 等
- 4 保健医療施設等の状況
 - ・歯科診療所 等
- 5 その他

第4章 施策の方向

- 1 情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築
- 2 フッ化物応用等のむし歯の予防対策
- 3 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる歯・口腔の健康づくり
- 4 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくり
- 5 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上
- 6 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究
- 7 その他

平成22年度「8020（ハチマル・ニイマル）運動推進特別事業」について

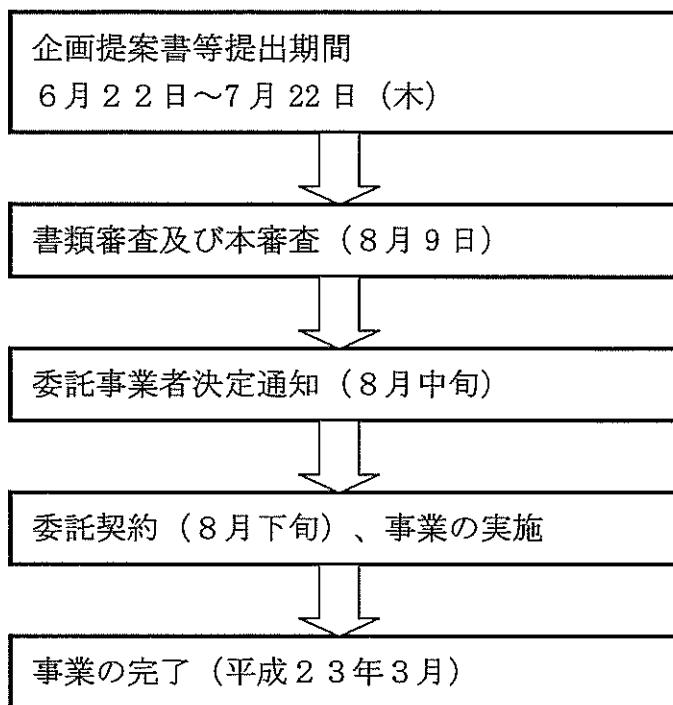
1 目的

この事業は、県民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、地域における8020（ハチマル・ニイマル）運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 対象事業

事業番号	事業名称	事業内容
1	障害児摂食嚥下指導調査研究事業	障害児が、口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、県内の障害児に対する摂食嚥下指導等に対する資源調査を行うとともに、県内の障害児施設において、障害児施設のニーズを踏まえながら、継続的な摂食嚥下指導等の体制を構築する。
2	要介護者等摂食嚥下指導普及事業	医師、歯科医師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、管理栄養士等に摂食嚥下指導に関する研修を行い、回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等が連携する仕組みを構築する。
3	フッ化物洗口普及事業	施設（障害児施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等）において、フッ化物洗口に対する推進体制の構築を図る。
4	病院入院患者口腔ケア普及推進事業	看護師等に対し、口腔ケアに関する研修を行うとともに、病院とかかりつけ医等が連携する仕組みを構築する。

3 委託事業者の公募及び事業の実施の流れ



4 委託事業者

事業名	委託事業者
障害児摂食嚥下指導調査研究事業	(社)千葉県歯科医師会
	(社)八千代市歯科医師会
	東京湾岸リハビリテーション病院
要介護者等摂食嚥下指導普及事業	亀田リハビリテーション病院
	(社)船橋歯科医師会
	八千代リハビリテーション病院
フッ化物洗口普及事業	(社)千葉県歯科医師会
	(社)千葉県歯科衛生士会
病院入院患者口腔ケア普及推進事業	東京歯科大学市川総合病院
	JFE健康保険組合川鉄千葉病院
	(社)船橋歯科医師会
	(社)千葉市歯科医師会

生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策の概要

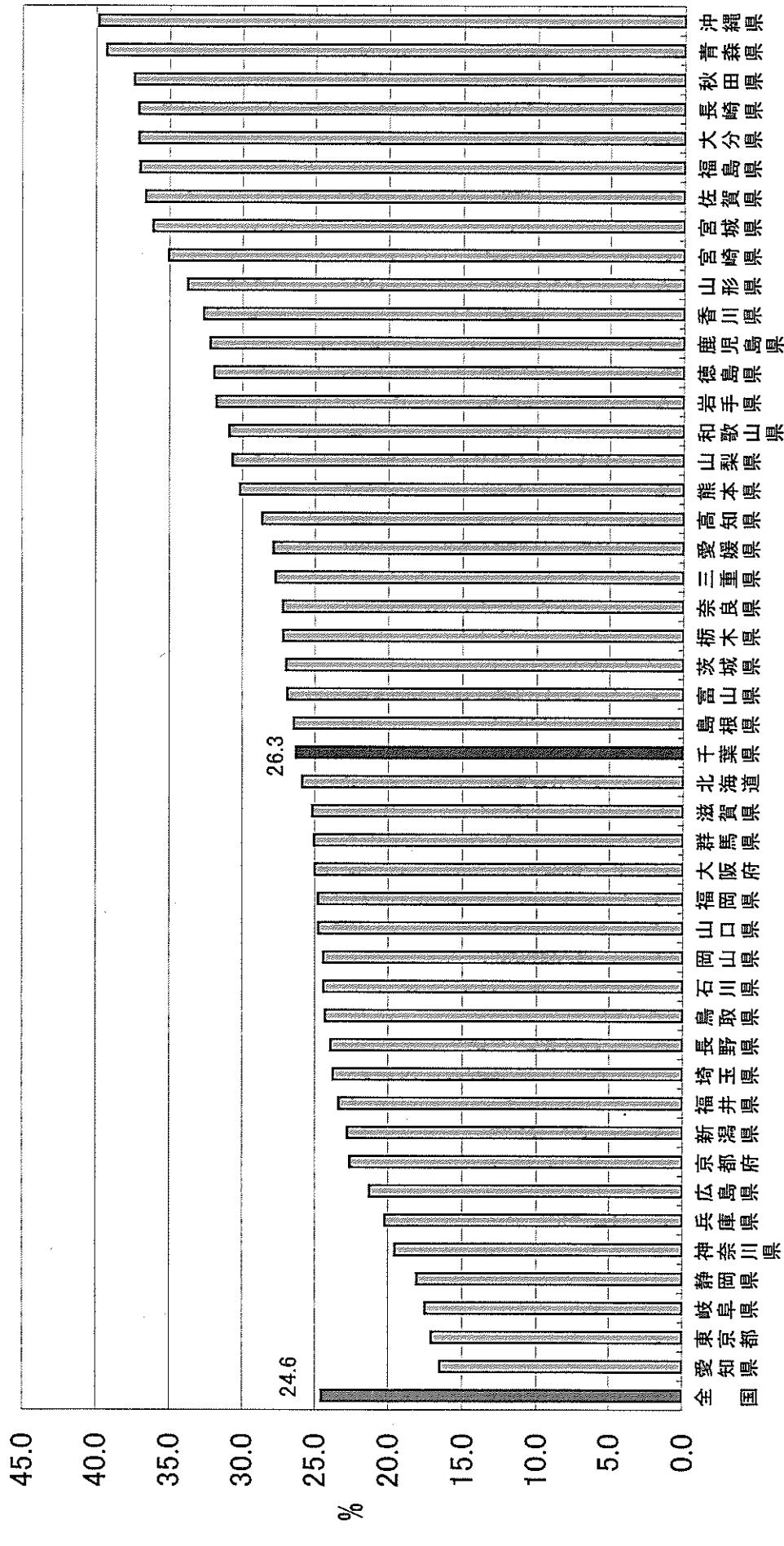
対象	歯科的特徴	歯科的問題点	歯・口腔の健康づくり対策	
			主な具体策	ねらい
胎児期	歯の形成期	バランスのとれた栄養摂取が必要	母親教室等における歯科保健指導	丈夫な歯をつくるための食生活指導
乳児期	乳前歯の萌出期	乳歯むし歯の発生しやすい時期 (甘味の不規則摂取等)	乳児歯科健診、歯科保健指導	乳歯むし歯の予防、歯口清掃の動機づけ
幼児期 1～3歳	乳臼歯の萌出時期	乳歯むし歯の急増期	1歳6ヶ月児歯科健診	乳歯むし歯の予防、歯口清掃の確認、指導、間食等に対する食生活指導
4～5歳	永久歯の萌出開始時期 (第1大臼歯)	永久歯むし歯の発生しやすくなる時期	3歳児歯科健診、歯科保健指導	乳歯むし歯、不正咬合等の早期発見、早期治療、予防処置
心身障害(児)者	歯の形成不全及び唇顎口蓋裂等	広範性のむし歯発生等 咀嚼・发音障害	保育所・幼稚園における歯科健診	むし歯予防と早期治療 (特に永久歯)
学童期(小学校) 6歳～	乳歯と永久歯の交換期	永久歯むし歯の多発期	就学時歯科健診	早期治療、歯科保健状況の改善、形態と機能の早期回復
(中学校) 12歳～	永久歯列完成期 歯周組織の過敏期	歯ぐきの炎症が始まる時期	定期歯科健診と歯科保健教育	永久歯むし歯の予防と早期治療の推進 歯科衛生思想の普及啓発 不正咬合の予防
(高等学校) 15歳～	第3大臼歯萌出	むし歯が放置されやすく歯周疾患の発生が始まる時期		歯科衛生思想の普及啓発 歯周疾患の予防
成人口 20歳～	歯周組織の脆弱期	歯周疾患の急増	歯周疾患の予防と早期健診	歯科治療の推奨と歯口清掃の徹底
「妊娠婦」	生理的变化	永久歯むし歯の増加 歯周疾患の急増	妊娠婦歯科健診と歯科保健指導	
40歳～	歯の喪失開始時期	咀嚼機能の低下が始まると時期	健康増進事業における歯の健康教育、健康相談、歯周疾患検診、事業等における歯科健康診査	歯周疾患の早期治療推進 歯の喪失予防
老年期 65歳～ 「寝たきり」	歯の喪失急増期	咀嚼機能の低下 (義歯装着者急増)	義歯等に対する歯科保健指導 訪問口腔衛生指導	咀嚼機能の回復、歯口清掃の徹底 (義歯の手入れ等)

出典 2010年/2011年「国民衛生の動向・生涯を通じた歯科保健対策の概要」改変

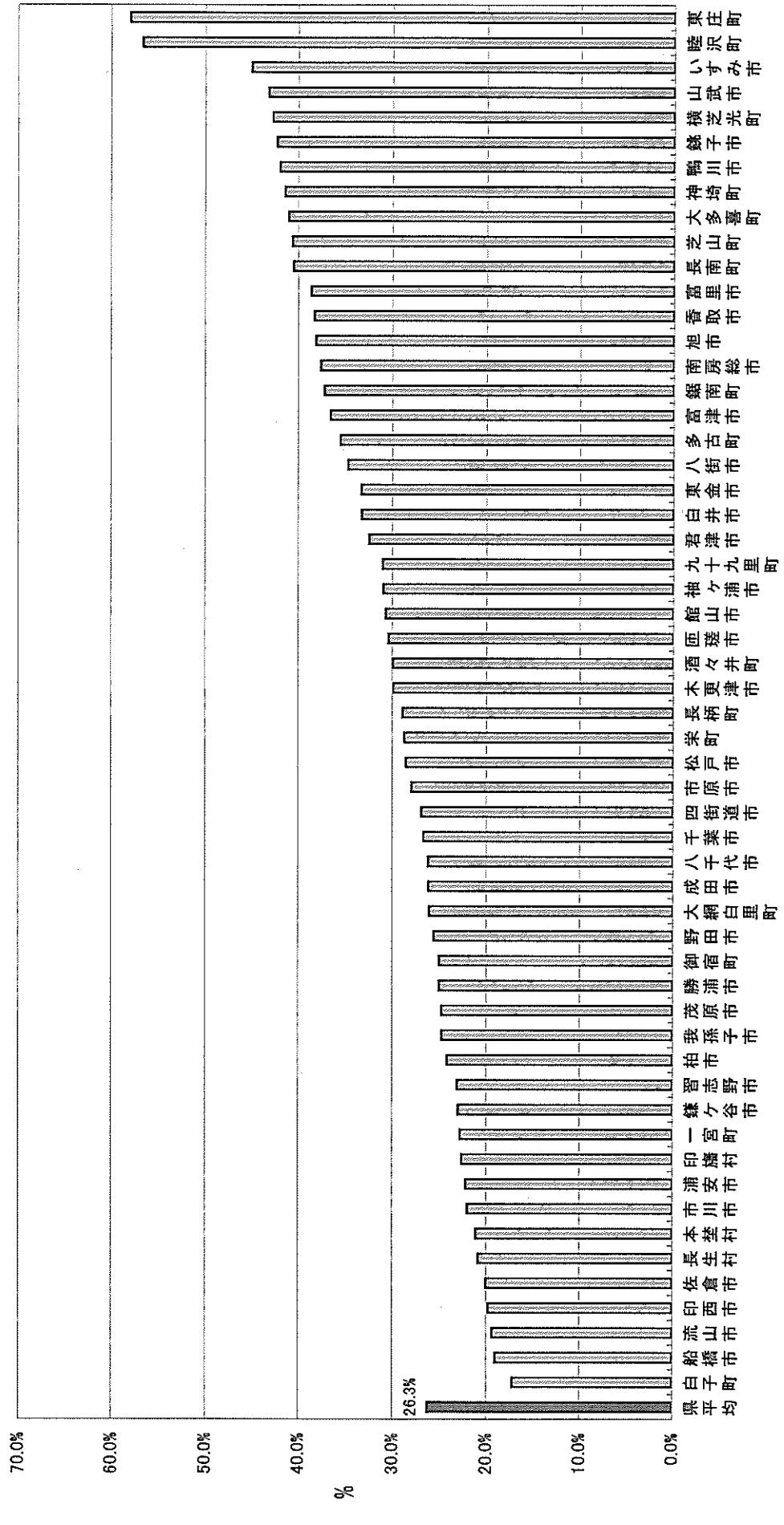
平成22年度 県歯科保健関係予算(9月補正時点)

区分	事業名	予算(千円)
普及啓発	・口腔保健週間（歯の衛生週間） 6月4日から10日にかけて口腔保健の普及啓発	424
	・8020運動推進講演会 県民等に対する講演会	691
	・条例の趣旨の啓発普及（リーフレットの作成）	1,050
8020運動の推進	・8020運動推進特別事業 (1) 8020運動推進運営委員会 (2) 障害児摂食嚥下指導事業 (3) 要介護者等摂食嚥下指導普及事業 (4) フッ化物洗口普及事業 (5) 病院入院患者口腔ケア普及推進事業	16,699
在宅歯科保健医療の推進	・訪問歯科保健医療サービス推進研修会 ホームページ等の研修	385
障害者及び難病等の歯科保健サービス	・在宅歯科診療設備整備事業 歯科診療所に対する訪問用歯科医療機器の整備 ・心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業 ビーバー号による巡回診療指導 ・難病及び精神障害者等歯科保健サービス基礎整備事業 難病・精神障害者等に対する歯科保健指導等	30,148
体制の整備	・市町村歯科保健担当者研修 ・千葉県歯・口腔保健審議会 ・千葉県歯科保健実態調査	120 830 4,723
	合 計	65,157

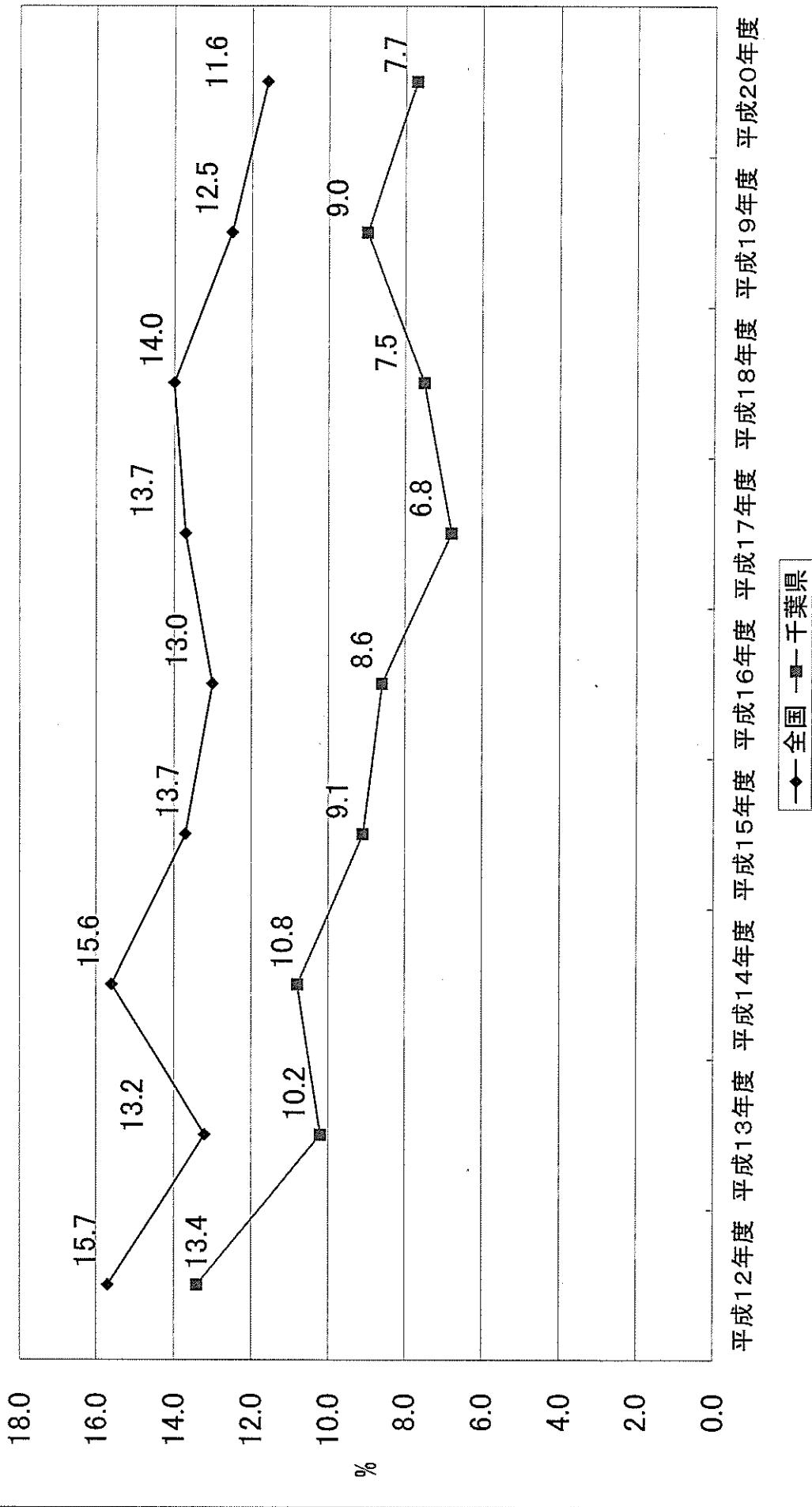
平成20年度都道府県別3歳児むし歯有病者率 3歳児歯科健診検査実績



平成20年度市町村別3歳児むし歯有病者率 3歳児歯科健診検査実績

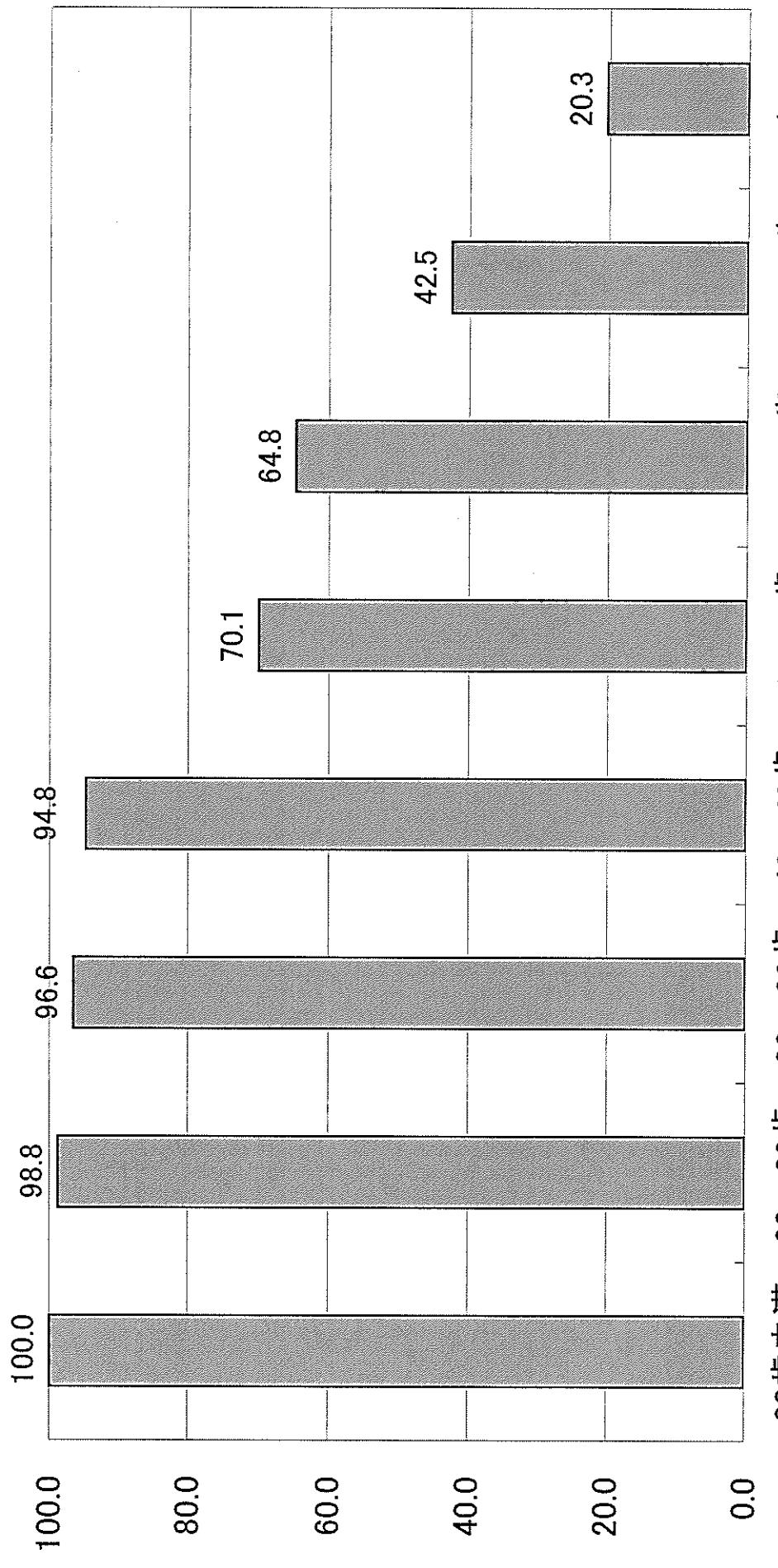


歯周疾患検診指導区分の状況(異常を認めず 40歳)

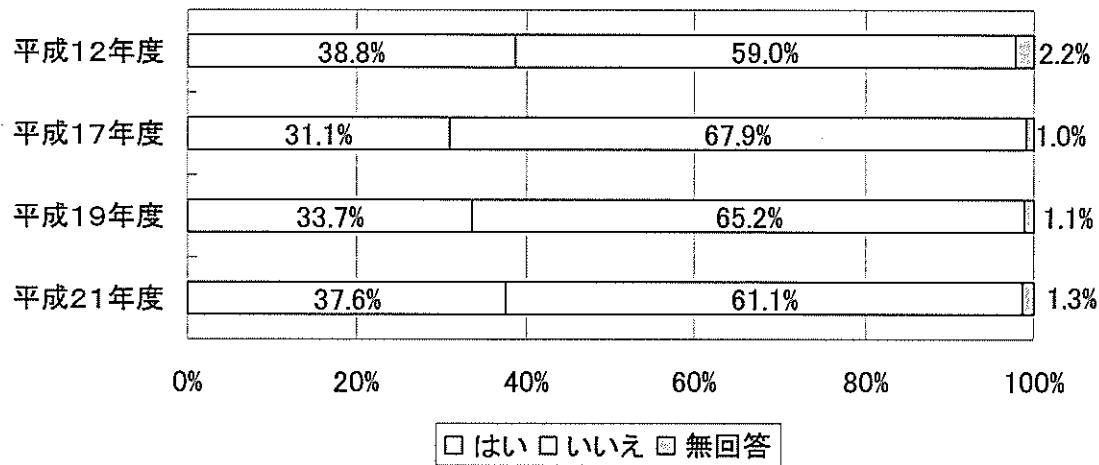


20歯以上保有者率

平成21年千葉県生活習慣に関するアンケート調査



定期的な歯の健康診査の受診 (千葉県生活習慣に関するアンケート調査)



定期的な歯石除去や歯面清掃 (千葉県生活習慣に関するアンケート調査)

